

ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2017 年 7 月 27 日

S B I アセットマネジメント株式会社

ソフトバンク & SBI グループ株式ファンド

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年1月27日に関東財務局長に提出しており、平成29年1月28日にその効力が生じております。

委託会社における照会先

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書であり、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得するときまでに投資者から請求があった場合に交付されます。
3. 本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等価動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し投資元本を割込むことがあります。特に、本ファンドは、ソフトバンク & SBI グループ株式に限定して投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落するリスクがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

<目次>

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	32
第3 ファンドの経理状況	39
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	59
第三部 委託会社等の情報	60
第1 委託会社等の概況	60

信託約款

発行者名	SBIアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ソフトバンク & SBI グループ株式ファンド（以下「本ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(i) 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただける他、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込総額に応じて、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定めるお申込手数料率を乗じて得た額とします。なお、お申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が加算されます。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込手数料はかかりません。

（注） 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

(6) 【申込単位】

収益分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります（販売会社により、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）。

申込単位は各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

①分配金受取コース

②分配金再投資コース

※ただし「分配金再投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(7) 【申込期間】

平成29年1月28日（土曜日）から平成30年1月26日（金曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社窓口にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加信託を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して、受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社については、前記（4）に記載の照会先においてもご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

- (i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨の申込書を提出します。
- (ii) 上記 (i) の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社の自らの受益権の取得の場合には適用しません。
- (iii) 本ファンドには、収益の分配が行われる毎に収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。
(販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。)
- (iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行 該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

本ファンドは、ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は、「追加型投信／国内／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
	内外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式））
決算頻度	年1回
投資対象地域	日本
投資形態	ファミリーファンド

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド
一般	年2回		
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ
債券	(隔月)	欧州	
一般	年12回	アジア	
公債	(毎月)	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	()	中近東 (中東)	
属性 (高格付債)		エマージング	
不動産投信			
その他資産 (投資信託証券（株式）) ※			
資産複合 ()			

※ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式」です。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他の資産 (投資信託証券（株式）)	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

③信託金の限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

投資対象

わが国の金融商品取引所の上場株式のうちソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式(以下「ソフトバンク&SBIグループ株式」といいます。)*を主な投資対象とする、マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。詳しくは後記の「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※ソフトバンク&SBIグループ株式とは、①ソフトバンクグループ、SBIホールディングス、②「ソフトバンクグループまたはSBIホールディングスの連結子会社及び持分法適用関連会社」(以下「ソフトバンク、SBI関係会社」といいます。)、③「ソフトバンク、SBI関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社」(以下「ソフトバンク、SBI準関係会社」といいます。)*及び④「ソフトバンク、SBI準関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社群」のうち、日本の株式市場に上場または、上場予定(上場日の確定しているもの)の企業をいい、有価証券報告書、四半期報告書及びこれらに準ずる公開情報に開示される企業を指します。

投資方法

マザーファンドの運用は、下記の一定基準に基づき規則的な運用を行います。

・組入比率

原則として、銘柄の組入比率は、組入銘柄の時価総額に比例して決定します。

ただし、1銘柄の組入比率は、100%を主要投資先(当該銘柄の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの)の数で除した値を概ねの上限とします。上限により切捨てられた比率は、残りの銘柄に時価総額比例で再分配されます。再分配の結果、組入比率が上限を超える銘柄が出た場合は、この上限を超える部分を切捨て、切捨てた比率は再び残りの銘柄に時価総額比例で再分配されます。このルーチンを繰返して組入比率を決定します。

なお、平成29年5月31日現在の主要投資先は2社であるため1銘柄の組入比率は「概ね50%を上限」となります。

・組入比率の調整(リバランス)

銘柄の組入比率は原則として四半期ごとに見直しを行います。見直しにより、上記の組入比率の決定方法にしたがって各銘柄の組入比率を再決定し、売買を行います。

・新規銘柄組入れ

新たに株式市場に上場するソフトバンク&SBIグループ株式がある場合は、原則、新規公開入札(IPO)に参加する他、上場後3ヶ月以内に時価総額に応じた買付けを行います。

・原則として、高位に株式を組入れます。

ただし、資金動向、市場動向に急激な変化が生じたときや、グループ会社の定義等に大きな変更があったとき等やむを得ない場合には、組入比率が高位にならない可能性があります。

投資フロー図

本ファンドの投資フローを図で示すと以下の通りです。



※組入比率の上限は、原則四半期ごとのリバランス時のみ調整します。そのため、日々の組入比率は上限を超えることがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年10月28日信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

平成18年8月31日ファンドの名称を「ソフトバンクグループ株式ファンド」から「ソフトバンク＆SBIグループ株式ファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

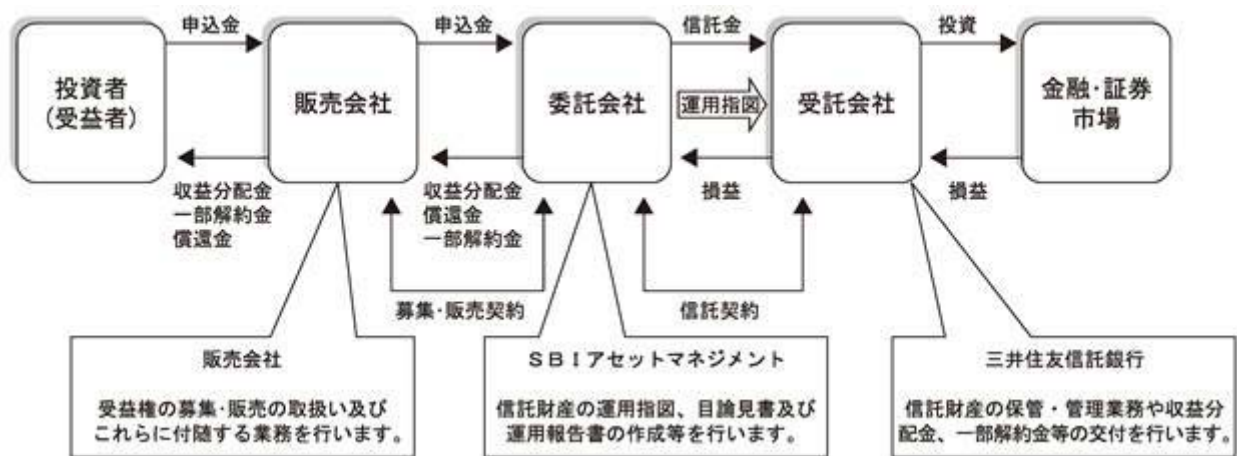
① ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

③ 委託会社の概況（平成29年5月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円。

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。平成14年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

平成17年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

平成18年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

平成24年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

昭和61年8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
昭和62年2月20日	有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
昭和62年9月9日	有価証券にかかる投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
平成12年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
平成13年1月4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成14年5月1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成17年7月1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録(関東財務局長(金商)第311号)

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
モーニングスター株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持し、株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、信託財産の総額の50%以下とします。
- ③ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

マザーファンドの運用の投資方針

1. 基本方針

ソフトバンクグループ株式会社、ＳＢＩホールディングス株式会社及びそのグループ関連企業の株式（以下「ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所に上場されている株式のうちソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

(i) ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式に投資します。

ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式とは、①ソフトバンクグループ、ＳＢＩホールディングス、②「ソフトバンクグループまたはＳＢＩホールディングスの連結子会社及び持分法適用関連会社」（以下「ソフトバンク、ＳＢＩ関係会社」といいます。）、③「ソフトバンク、ＳＢＩ関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社」（以下「ソフトバンク、ＳＢＩ準関係会社」といいます。）及び④「ソフトバンク、ＳＢＩ準関係会社の連結子会社及び持分法適用関連会社群」のうち、日本の株式市場に上場または、上場予定（上場日の確定しているもの）の企業をいい、有価証券報告書、四半期報告書及びこれらに準ずる公開情報に開示される企業を指します。

(ii) ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式・マザーファンドの運用は、下記の一定基準に基づき行います。

○組入比率

原則として、銘柄の組入比率は、組入銘柄の時価総額に比例して決定します。

ただし、１銘柄の組入比率は、100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入銘柄の時価総額合計の概ね５%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限とします。上限により切捨てられた比率は、残りの銘柄に時価総額比例で再配分されます。再配分の結果、組入比率が上限を超える銘柄が出た場合は、この上限を超える部分を切捨て、切捨てた比率は再び残りの銘柄に時価総額比例で再配分されます。このルーチンを繰返して組入比率を決定します。

平成28年11月末日現在の主要投資先は２社であるため１銘柄の組入比率は「概ね50%を上限」となります。

○組入比率の調整（リバランス）

銘柄の組入比率は原則として四半期ごとに見直しを行います。見直しにより、上記の組入比率の決定方法にしたがって各銘柄の組入比率を再決定し、売買を行います。

○新規銘柄組入れ

新たに株式市場に上場するソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式がある場合は、原則、新規公開入札（IPO）に参加する他、上場後３ヶ月以内に時価総額に応じた買付けを行います。

○原則として、高位に株式を組入れます。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたときや、グループ会社の定義等に大きな変更があったとき等やむを得ない場合には、組入比率が高位にならない可能性があります。

平成29年５月末日現在組入銘柄一覧

コード	銘柄	組入比率 (%)	コード	銘柄	組入比率 (%)
9984	ソフトバンクグループ	50.93	2491	バリューコマース	0.28
4689	ヤフー	36.48	3313	ブックオフコーポレーション	0.23
8473	ＳＢＩホールディングス	4.14	2148	アイティメディア	0.17
2678	アスクル	2.30	4284	ソルクシーズ	0.17
4726	ソフトバンク・テクノロジー	0.60	2656	ベクター	0.16
4596	窪田製薬ホールディングス	0.38	3658	イーブックイニシアティブジャパン	0.08
4765	モーニングスター	0.35	6031	サイジニア	0.06

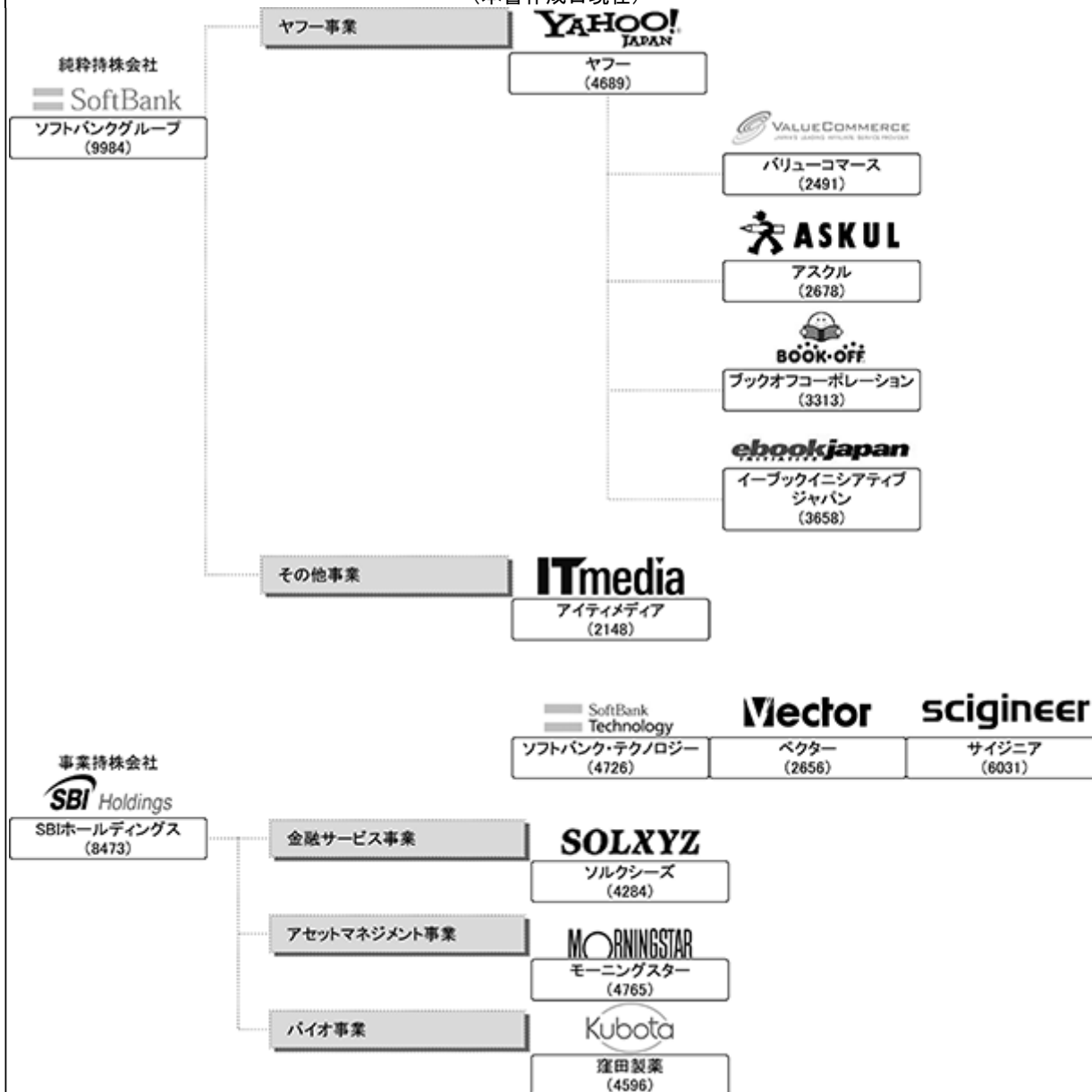
※１ 上記比率は、純資産総額（現金等含む）に対する当該株式の時価比率です。なお、少数第３位を四捨五入

しています。

※2 組入比率の上限は、原則四半期ごとのリバランス時のみ調整します。そのため日々の組入比率は上限を超えることがあります。

組入対象候補銘柄のグループ系統図

(本書作成日現在)



※組入対象候補銘柄は、今後変更となる場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第24条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（前1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（前1. 及び前3. に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 運用の指図範囲(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証書と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前21. の有価証券の性質を有するもの

なお、前1. の証券または証書、前12. の証券または証書ならびに前17. の証書のうち前1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2. から前6. までの証券及び前12. の証券または証書ならびに前17. の証書のうち前2. から前6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13. の証券及び前14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第17条3項）

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

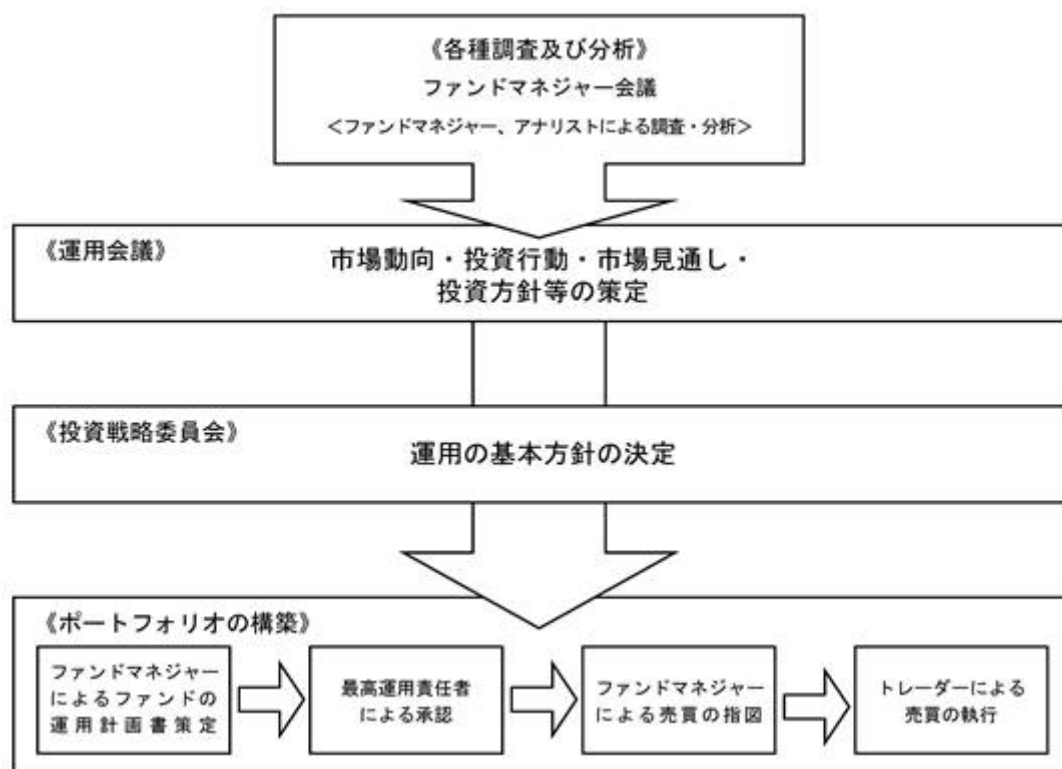
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（繰越分及びマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益「評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額」等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (i) 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

- (ii) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積立てることができます。
- (iii) (i)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (iv) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

※収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしがいます。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- (i) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- (ii) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (iii) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (iv) 同一銘柄の株式への実質投資割合は制限を設けません。
- (v) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (vi) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (vii) 外貨建資産への投資は、行いません。
- (viii) 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

② 信託約款上のその他の投資制限

(i) 投資する株式等の範囲(信託約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(ii) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iii) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iv) 信用取引の指図範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

上記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(ホ)に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(v) 先物取引等の運用指図、目的及び範囲(信託約款第24条)

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

(vi) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第25条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を(イ)(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。(投信法第9条)

④ その他

資金の借入れ(信託約款第32条)

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動し、投資元本を割込むことがあります。特に、本ファンドは、ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式に限定して投資を行いますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落するリスクがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの主な基準価額の主な変動要因は以下の通りです。

- ・ 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動するため、本ファンドはその影響を受け株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 流動性リスク

株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

- ・ 信用リスク

投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

《その他注意事項》

本ファンドのお取引に関しましては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2012年6月～2017年5月



■ ファンドの年間騰落率(右軸) — 分配金再投資基準価額(左軸)

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2012年6月～2017年5月
代表的な資産クラス：2012年6月～2017年5月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * 代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株……………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 - 先進国株……………MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
 - 新興国株……………MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 - 日本国債……………NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……………シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……………JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- (注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

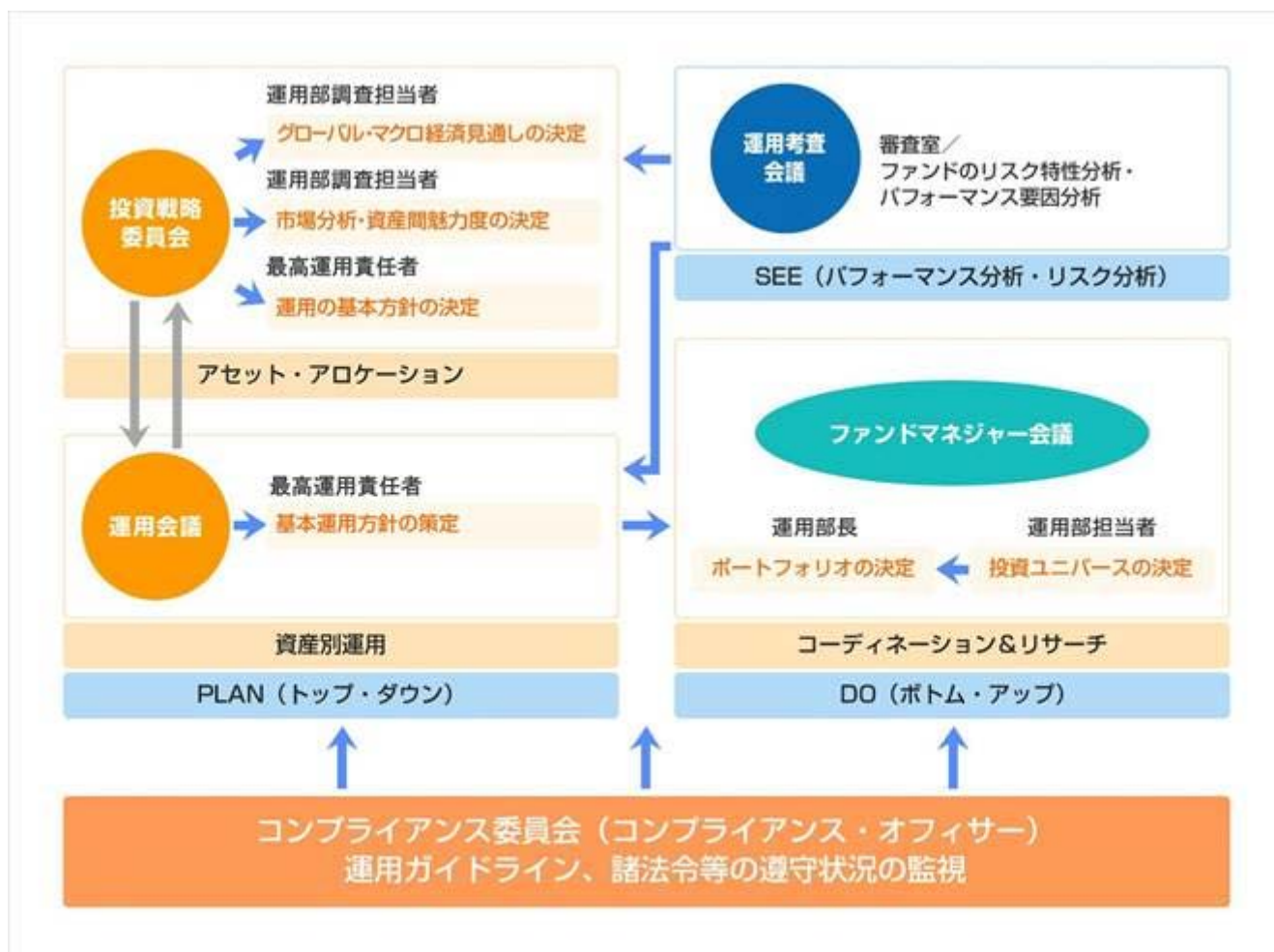
〈著作権等について〉

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象とした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

《リスク管理体制》

①運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税等に相当する額が加算されます。

※「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、お申込み手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBI アセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/
--

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年0.9072%（税抜0.84%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託会社及び各販売会社間の配分については、各販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

信託報酬（運用管理費用）		年0.9072%（税抜：年0.84%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
内訳	委託会社	年0.432%（税抜：年0.40%）	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
	販売会社	年0.432%（税抜：年0.40%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.0432%（税抜：年0.04%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社及び販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドが負担すべきその他の手数料等には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。これらの費用は発生するたびに、信託財産中から支弁します。

- ① 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- ② 保管費用等本ファンドの投資に関する費用
- ③ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社等の立替えた立替金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 信託事務の処理等に要する諸費用
- ⑥ 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は平成29年5月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

① 個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用が可能です。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1>個別元本について

① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式ファンド

(1) 【投資状況】

(平成29年 5月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	1,270,987,449	99.84
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	2,035,834	0.16
合計(純資産総額)		1,273,023,283	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成29年 5月31日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ソフトバンク＆ＳＢＩグルー プ株式・マザーファンド	833,762,431	1.2302	1,025,710,405	1.5244	1,270,987,449	99.84

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(平成29年 5月31日現在)

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.84
合 計	99.84

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成29年 5月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2計算期間末（平成19年10月29日）	2,262,028,730	2,262,028,730	7,591	7,591
第3計算期間末（平成20年10月27日）	717,368,105	717,368,105	2,765	2,765
第4計算期間末（平成21年10月27日）	1,164,629,315	1,164,629,315	4,760	4,760
第5計算期間末（平成22年10月27日）	1,018,381,262	1,018,381,262	4,617	4,617
第6計算期間末（平成23年10月27日）	836,339,903	836,339,903	4,132	4,132
第7計算期間末（平成24年10月29日）	804,345,197	804,345,197	4,480	4,480
第8計算期間末（平成25年10月28日）	2,259,643,385	2,259,643,385	13,429	13,429
第9計算期間末（平成26年10月27日）	1,484,605,671	1,484,605,671	11,205	11,205
第10計算期間末（平成27年10月27日）	1,176,278,420	1,176,278,420	12,268	12,268
第11計算期間末（平成28年10月27日）	1,014,262,116	1,014,262,116	10,942	10,942
平成28年 5月末日	1,056,058,998	—	11,505	—
6月末日	952,813,556	—	10,420	—
7月末日	944,692,488	—	10,360	—
8月末日	1,030,700,657	—	11,051	—
9月末日	995,427,036	—	10,709	—
10月末日	1,006,054,521	—	10,853	—
11月末日	1,034,795,325	—	11,101	—
12月末日	1,165,985,297	—	12,288	—
平成29年 1月末日	1,256,254,784	—	13,322	—
2月末日	1,300,013,688	—	13,522	—
3月末日	1,237,430,852	—	13,175	—
4月末日	1,221,912,453	—	13,214	—
5月末日	1,273,023,283	—	13,844	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期 間	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第2計算期間	平成18年10月28日～平成19年10月29日	0
第3計算期間	平成19年10月30日～平成20年10月27日	0
第4計算期間	平成20年10月28日～平成21年10月27日	0
第5計算期間	平成21年10月28日～平成22年10月27日	0
第6計算期間	平成22年10月28日～平成23年10月27日	0
第7計算期間	平成23年10月28日～平成24年10月29日	0
第8計算期間	平成24年10月30日～平成25年10月28日	0
第9計算期間	平成25年10月29日～平成26年10月27日	0
第10計算期間	平成26年10月28日～平成27年10月27日	0
第11計算期間	平成27年10月28日～平成28年10月27日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第2計算期間	平成18年10月28日～平成19年10月29日	△6.65
第3計算期間	平成19年10月30日～平成20年10月27日	△63.58
第4計算期間	平成20年10月28日～平成21年10月27日	72.15
第5計算期間	平成21年10月28日～平成22年10月27日	△3.00
第6計算期間	平成22年10月28日～平成23年10月27日	△10.50
第7計算期間	平成23年10月28日～平成24年10月29日	8.42
第8計算期間	平成24年10月30日～平成25年10月28日	199.75
第9計算期間	平成25年10月29日～平成26年10月27日	△16.56
第10計算期間	平成26年10月28日～平成27年10月27日	9.49
第11計算期間	平成27年10月28日～平成28年10月27日	△10.81
第12計算期(中間期)	平成28年10月28日～平成29年 4月27日	20.28

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済み数量 (口)
第2計算期間	平成18年10月28日～平成19年10月29日	1,004,900,000	1,207,420,000	2,979,760,000
第3計算期間	平成19年10月30日～平成20年10月27日	110,090,000	495,320,000	2,594,530,000
第4計算期間	平成20年10月28日～平成21年10月27日	52,370,000	199,970,000	2,446,930,000
第5計算期間	平成21年10月28日～平成22年10月27日	16,480,000	257,800,000	2,205,610,000
第6計算期間	平成22年10月28日～平成23年10月27日	11,320,000	192,900,000	2,024,030,000
第7計算期間	平成23年10月28日～平成24年10月29日	29,750,000	258,410,000	1,795,370,000
第8計算期間	平成24年10月30日～平成25年10月28日	2,306,860,000	2,419,530,000	1,682,700,000
第9計算期間	平成25年10月29日～平成26年10月27日	882,660,663	1,240,437,186	1,324,923,477
第10計算期間	平成26年10月28日～平成27年10月27日	268,920,866	635,045,498	958,798,845
第11計算期間	平成27年10月28日～平成28年10月27日	85,626,018	117,509,413	926,915,450
第12計算期間(中間)	平成28年10月28日～平成29年 4月27日	237,000,003	239,164,018	924,751,435

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考)

ソフトバンク & SBI グループ株式・マザーファンド

投資状況

(平成29年 5月31日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	1,224,338,000	96.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	46,620,281	3.67
合計(純資産総額)		1,270,958,281	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成29年 5月31日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	業 種	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	71,900	6,772.98	486,977,666	9,003.00	647,315,700	50.93
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	931,100	420.74	391,751,014	498.00	463,687,800	36.48
日本	株式	SBIホールディングス	証券、 商品先物取引業	36,700	1,267.66	46,523,122	1,434.00	52,627,800	4.14
日本	株式	アスクル	小売業	9,000	4,288.41	38,595,690	3,250.00	29,250,000	2.30
日本	株式	ソフトバンク・テクノロジー	情報・通信業	3,600	1,868.94	6,728,184	2,115.00	7,614,000	0.60
日本	株式	窪田製薬ホールディングス	医薬品	6,200	1,015.90	6,298,580	783.00	4,854,600	0.38
日本	株式	モーニングスター	サービス業	13,700	303.48	4,157,676	329.00	4,507,300	0.35
日本	株式	バリューコマース	サービス業	5,600	350.38	1,962,128	639.00	3,578,400	0.28
日本	株式	ブックオフコーポレーション	小売業	3,700	818.93	3,030,041	773.00	2,860,100	0.23
日本	株式	アイティメディア	サービス業	3,300	737.14	2,432,562	658.00	2,171,400	0.17
日本	株式	ソルクシーズ	情報・通信業	2,200	545.37	1,199,814	970.00	2,134,000	0.17
日本	株式	ベクター	小売業	2,300	692.47	1,592,681	881.00	2,026,300	0.16
日本	株式	イーブックイニシアティブジャパン	情報・通信業	900	908.32	817,488	1,113.00	1,001,700	0.08
日本	株式	サイジニア	サービス業	300	2,585.52	775,656	2,363.00	708,900	0.06

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(平成29年 5月31日現在)

種 類	業 種	投資比率 (%)
株式	医薬品	0.38
	情報・通信業	88.26
	小売業	2.69
	証券、商品先物取引業	4.14
	サービス業	0.86
合 計		96.33

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(基準日: 2017年5月31日)

基準価額・純資産の推移

(設定日 (2005年10月28日) ~2017年5月31日)



基準価額(1万口当たり)	13,844円
純資産総額	12.73億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

第7期(2012年10月29日)	0円
第8期(2013年10月28日)	0円
第9期(2014年10月27日)	0円
第10期(2015年10月27日)	0円
第11期(2016年10月27日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

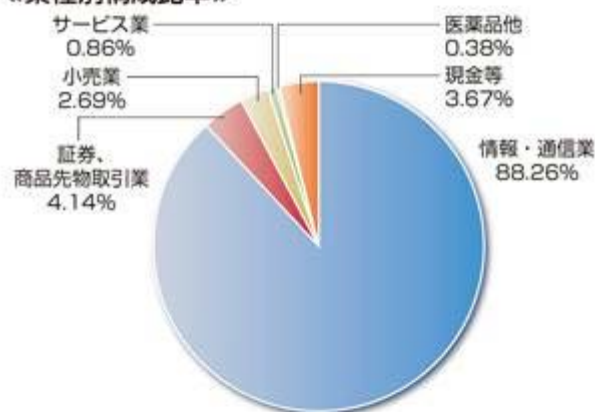
主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

《組入上位10銘柄》

順位	銘柄	業種	組入比率
1	ソフトバンクグループ	情報・通信業	50.93%
2	ヤフー	情報・通信業	36.48%
3	SBIホールディングス	証券、商品先物取引業	4.14%
4	アスクル	小売業	2.30%
5	ソフトバンク・テクノロジー	情報・通信業	0.60%
6	窪田製薬ホールディングス	医薬品他	0.38%
7	モーニングスター	サービス業	0.35%
8	パリュウ・コマース	サービス業	0.28%
9	ブックオフコーポレーション	小売業	0.23%
10	アイティメディア	サービス業	0.17%

《業種別構成比率》



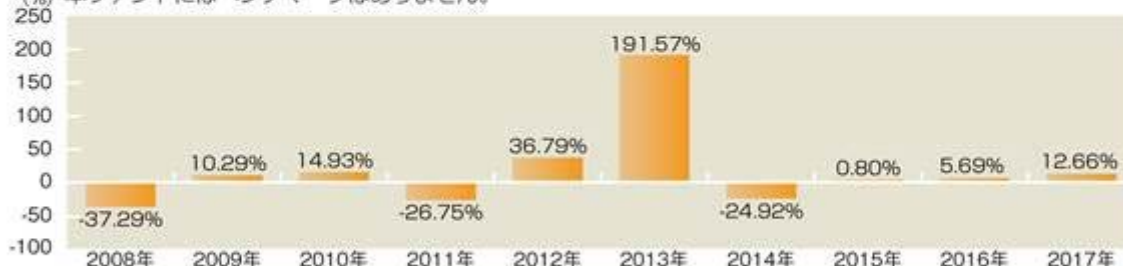
《構成比率》

マザーファンド	
国内株式	96.33%
現金等	3.67%
純資産総額	100.00%

※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※2017年は5月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（i）お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

（ii）お申込単位

収益分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

申込単位は各販売会社が定めるものとします。（当初元本1口＝1円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

※ただし「分配金再投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

（iii）お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額となります。

※「分配金再投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は当該計算日における基準価額とします。

（iv）お申込手数料

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。

なお、前記（ii）の照会先においてもご確認ください。

お申込手数料は、お申込口数、お申込金額またはお申込金総額に応じて、取得申込受付日に算出される基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

なお、お申込手数料には、消費税相当額が加算されます。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合には、お申込み手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことがあります。

2 【換金（解約）手続等】

（i）一部解約

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後 3 時までとなります。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

b. 換金単位

最低単位を 1 円または 1 口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前 9 時～午後 5 時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

c. 換金価額

換金請求受付日に算出される基準価額となります。

基準価額については、前記 b. の照会先においてもご確認ください。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金請求受付日から起算して 5 営業日目以降にお支払いいたします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を取消すことがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

（ii）その他の一部解約・買取

信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、信託約款に定める期間内に異議を述べた受益者は、投信法に定めるところにより、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただける他、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は平成17年10月28日から開始し、期限はありません。ただし、後記「(5) その他」の規定等により、ファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年10月28日から翌年10月27日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(i) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(ii)に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

(ii) その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託会社の業務を引継ぐときを除きます。)、受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託会社の業務を引継ぐときを除きます。)、受託会社の辞任及び解任に際し新受託会社を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。

また、委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(iii)約款変更」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(iii) 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告及び書面には、受益者で異議ある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更はできません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日刊工業新聞に掲載します。

(iv) 反対者の買取請求権

上記(ii)に規定する信託契約の解約または上記(iii)に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記(ii)または上記(iii)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社を通じ、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(v) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしも

ただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(vi) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末（毎年10月27日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益証券の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては委託会社は原則として毎計算期間終了後の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することが出来ます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

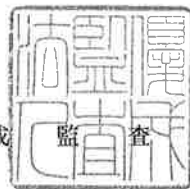
- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成27年10月28日から平成28年10月27日まで）の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月9日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中



優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

本間 洋一



指定社員
業務執行社員 公認会計士

中田 啓



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの平成27年10月28日から平成28年10月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトバンク&SBIグループ株式ファンドの平成28年10月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 平成27年10月27日現在	第11期 平成28年10月27日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,312,991	12,420,028
親投資信託受益証券	1,168,876,735	1,012,587,311
未収利息	4	-
流動資産合計	1,186,189,730	1,025,007,339
資産合計	1,186,189,730	1,025,007,339
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,025,409	6,066,791
未払受託者報酬	272,566	215,066
未払委託者報酬	5,451,335	4,301,275
未払利息	-	34
その他未払費用	162,000	162,057
流動負債合計	9,911,310	10,745,223
負債合計	9,911,310	10,745,223
純資産の部		
元本等		
元本	958,798,845	926,915,450
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	217,479,575	87,346,666
（分配準備積立金）	89,220,683	83,751,562
元本等合計	1,176,278,420	1,014,262,116
純資産合計	1,176,278,420	1,014,262,116
負債純資産合計	1,186,189,730	1,025,007,339

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自 平成26年10月28日 至 平成27年10月27日	第11期 自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
営業収益		
受取利息	1,922	252
有価証券売買等損益	156,747,922	△115,289,424
営業収益合計	156,749,844	△115,289,172
営業費用		
支払利息	-	2,607
受託者報酬	574,770	440,371
委託者報酬	11,495,301	8,807,454
その他費用	324,000	324,373
営業費用合計	12,394,071	9,574,805
営業利益又は営業損失（△）	144,355,773	△124,863,977
経常利益又は経常損失（△）	144,355,773	△124,863,977
当期純利益又は当期純損失（△）	144,355,773	△124,863,977
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	60,963,464	△13,136,338
期首剰余金又は期首欠損金（△）	159,682,194	217,479,575
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,148,722	7,810,005
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,148,722	7,810,005
剰余金減少額又は欠損金増加額	80,743,650	26,215,275
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	80,743,650	26,215,275
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	217,479,575	87,346,666

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

期別		第10期 平成27年10月27日現在	第11期 平成28年10月27日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	958,798,845口	926,915,450口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2268円 (12,268円)	1.0942円 (10,942円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第10期 自 平成26年10月28日 至 平成27年10月27日	第11期 自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,232,540円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(128,258,892円)、及び分配準備積立金(75,988,143円)より、分配対象収益は217,479,575円(1万口当たり2,268円)ですが、市場の見通しやポートフォリオの状況を勘案して、分配はしておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(5,101,576円)、費用控除後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(116,432,321円)、及び分配準備積立金(78,649,986円)より、分配対象収益は200,183,883円(1万口当たり2,159円)ですが、市場の見通しやポートフォリオの状況を勘案して、分配はしておりません。
2. 追加情報		平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第10期 自 平成26年10月28日 至 平成27年10月27日	第11期 自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、運用本部長、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第10期 平成27年10月27日現在	第11期 平成28年10月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	○親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第10期 自 平成26年10月28日 至 平成27年10月27日	第11期 自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	104, 512, 984	△104, 336, 402
合計	104, 512, 984	△104, 336, 402

（元本の移動）

区分	第10期 自 平成26年10月28日 至 平成27年10月27日	第11期 自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1, 324, 923, 477円	958, 798, 845円
期中追加設定元本額	268, 920, 866円	85, 626, 018円
期中一部解約元本額	635, 045, 498円	117, 509, 413円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	ソフトバンク & S B I グループ株式・マザーファンド	845, 513, 787	1, 012, 587, 311	
合計		845, 513, 787	1, 012, 587, 311	

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式ファンド）は、「ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成28年10月27日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

平成28年10月27日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	18,194,663
株式	996,003,100
未収入金	8,119,990
未収配当金	2,022,100
流動資産合計	1,024,339,853
資産合計	1,024,339,853
負債の部	
流動負債	
未払金	11,774,106
未払利息	49
その他未払費用	186
流動負債合計	11,774,341
負債合計	11,774,341
純資産の部	
元本等	
元本	845,513,787
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	167,051,725
元本等合計	1,012,565,512
純資産合計	1,012,565,512
負債純資産合計	1,024,339,853

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成28年10月27日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	845, 513, 787口
2.	1口当たり純資産額 (10, 000口当たり純資産額)	1. 1976円 (11, 976円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年10月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	△54,632,765
合計	△54,632,765

(元本の移動)

区分	自 平成27年10月28日 至 平成28年10月27日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成27年10月28日
期首元本額	878,260,377円
期末元本額	845,513,787円
期中追加設定元本額	56,038,175円
期中一部解約元本額	88,784,765円
元本の内訳※	
ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド	845,513,787円

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
イーブックイニシアティブジャパン	900	908.00	817,200	
ソルクシーズ	2,200	545.00	1,199,000	
ヤフー	925,700	410.00	379,537,000	
ソフトバンク・テクノロジー	1,700	3,690.00	6,273,000	
ソフトバンクグループ	76,100	6,622.00	503,934,200	
ベクター	2,300	728.00	1,674,400	
アスクル	9,000	4,405.00	39,645,000	
ブックオフコーポレーション	3,700	818.00	3,026,600	
S B I ホールディングス	36,500	1,216.00	44,384,000	
アイティメディア	3,300	757.00	2,498,100	
バリューコマース	5,600	352.00	1,971,200	
モーニングスター	13,600	299.00	4,066,400	
サイジニア	300	2,476.00	742,800	
ACUCELA INC	6,100	1,022.00	6,234,200	
合 計	1,087,000		996,003,100	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- 1) 本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期中間計算期間(平成28年10月28日から平成29年4月27日まで)の中間財務諸表について、優成監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年6月8日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員
公認会計士
業務執行社員

指 定 社 員
公認会計士
業務執行社員

本間 洋一

石倉 毅典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているソフトバンク＆SBIグループ株式ファンドの平成28年10月28日から平成29年4月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ソフトバンク＆SBIグループ株式ファンドの平成29年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成28年10月28日から平成29年4月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第12期中間計算期間 (平成29年 4月27日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,262,447
親投資信託受益証券	1,214,991,877
流動資産合計	1,225,254,324
資産合計	1,225,254,324
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,597,267
未払受託者報酬	257,877
未払委託者報酬	5,157,493
未払利息	28
その他未払費用	162,000
流動負債合計	8,174,665
負債合計	8,174,665
純資産の部	
元本等	
元本	924,751,435
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	292,328,224
（分配準備積立金）	65,066,490
元本等合計	1,217,079,659
純資産合計	1,217,079,659
負債純資産合計	1,225,254,324

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第12期中間計算期間
		自 平成28年10月28日
		至 平成29年 4月27日
営業収益		
受取利息		-
有価証券売買等損益		214,404,566
営業収益合計		214,404,566
営業費用		
支払利息		5,792
受託者報酬		257,877
委託者報酬		5,157,493
その他費用		162,150
営業費用合計		5,583,312
営業利益又は営業損失（△）		208,821,254
経常利益又は経常損失（△）		208,821,254
中間純利益又は中間純損失（△）		208,821,254
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		45,477,362
期首剰余金又は期首欠損金（△）		87,346,666
剰余金増加額又は欠損金減少額		69,709,710
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		69,709,710
剰余金減少額又は欠損金増加額		28,072,044
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		28,072,044
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金（△）		292,328,224

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

期別		第12期中間計算期間 平成29年 4月27日現在
1.	計算期間の末日における受益権の総数	924,751,435口
2.	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3161円 (13,161円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期中間計算期間 (自 平成28年10月28日 至 平成29年 4月27日)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期中間計算期間 平成29年 4月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 2. 時価の算定方法	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ○親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(元本の移動)

区分	第12期中間計算期間 自 平成28年10月28日 至 平成29年 4月27日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	926,915,450円
期中追加設定元本額	237,000,003円
期中一部解約元本額	239,164,018円

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式ファンド）は、「ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの平成29年4月27日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

ソフトバンク＆ＳＢＩグループ株式・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

平成29年 4月27日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	17,394,593
株式	1,160,357,700
未収入金	50,846,724
未収配当金	12,659,308
流動資産合計	1,241,258,325
資産合計	1,241,258,325
負債の部	
流動負債	
未払金	26,276,840
未払利息	47
流動負債合計	26,276,887
負債合計	26,276,887
純資産の部	
元本等	
元本	839,198,700
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	375,782,738
元本等合計	1,214,981,438
純資産合計	1,214,981,438
負債純資産合計	1,241,258,325

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	平成29年 4月27日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	839, 198, 700口
2. 1口当たり純資産額 (10, 000口当たり純資産額)	1. 4478円 (14, 478円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	平成29年 4月27日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	○株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(元本の移動)

区分	自 平成28年10月28日 至 平成29年 4月27日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成28年10月28日
期首元本額	845, 513, 787円
期末元本額	839, 198, 700円
期中追加設定元本額	131, 612, 197円
期中一部解約元本額	137, 927, 284円
元本の内訳※	
ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド	839, 198, 700円

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド

【純資産額計算書】

平成29年 5月31日現在

I 資産総額	1,278,070,279円
II 負債総額	5,046,996円
III 純資産総額（I－II）	1,273,023,283円
IV 発行済口数	919,539,999口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.3844円
1万口当たり純資産額	13,844円

（参考）

ソフトバンク&SBIグループ株式・マザーファンド

純資産額計算書

平成29年 5月31日現在

I 資産総額	1,270,958,374円
II 負債総額	93円
III 純資産総額（I－II）	1,270,958,281円
IV 発行済口数	833,762,431口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5244円
1万口当たり純資産額	15,244円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料

該当事項はありません。

- (2) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

- (3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託者に対抗することができません。

- (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- (6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- (7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

① 資本金の額

(i) 資本金の額(平成29年5月末日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6400株です。

(iii) 発行済株式の総数

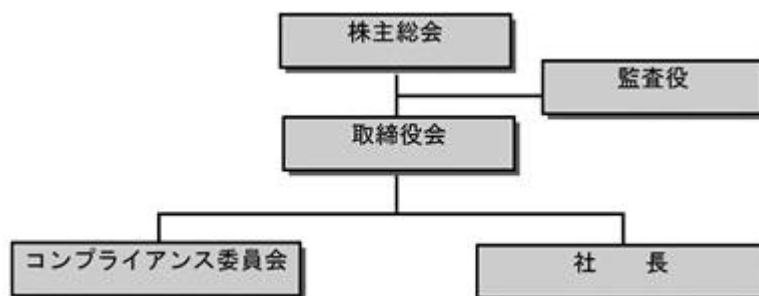
委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6600株です。

(iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

② 委託会社の機構

(i) 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故が有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

（平成29年5月末日現在）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	42	190,017
単位型株式投資信託	2	11,040

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、優成監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月12日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士

小松 亮一

石倉 毅典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年 3 月31日)	当事業年度 (平成29年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	992,039	1,190,923
前払費用	1,931	18,512
未収委託者報酬	242,188	233,608
未収運用受託報酬	7,056	8,533
未収投資顧問料	※2 1,222	—
繰延税金資産	5,522	3,150
その他	12,937	11,264
流動資産合計	1,262,897	1,465,992
固定資産		
有形固定資産		
建物	—	※ 53
器具備品	※1 2,181	※ 1,857
リース資産	※1 627	—
有形固定資産合計	2,808	1,910
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	3,322	2,536
商標権	1,519	1,509
無形固定資産合計	4,909	4,113
投資その他の資産		
関係会社株式	127,776	127,776
長期差入保証金	※2 19,856	19,856
投資その他の資産合計	147,633	147,633
固定資産合計	155,351	153,657
資産合計	1,418,249	1,619,650

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,579	477
未払金	207,901	222,657
未払手数料	184,718	198,172
未払法人税等	87,110	48,193
未払消費税等	21,611	8,854
リース債務	714	—
流動負債合計	318,919	280,183
負債合計	318,919	280,183
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	669,117	909,254
利益剰余金合計	699,129	939,266
株主資本合計	1,099,329	1,339,466
純資産合計	1,099,329	1,339,466
負債純資産合計	1,418,249	1,619,650

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,763,792	1,661,953
運用受託報酬	42,642	45,489
投資顧問料	5,322	4,011
営業収益合計	1,811,757	1,711,454
営業費用		
支払手数料	1,074,399	1,014,112
広告宣伝費	2,313	686
調査費	25,501	25,912
調査費	25,501	25,912
委託計算費	92,130	96,123
営業雑経費	23,101	13,344
通信費	894	827
印刷費	19,869	9,975
協会費	1,672	2,171
諸会費	490	49
その他営業雑経費	175	319
営業費用合計	1,217,446	1,150,178
一般管理費		
給料	139,115	134,722
役員報酬	15,800	27,378
給料・手当	123,315	107,343
交際費	170	75
旅費交通費	3,801	3,787
福利厚生費	22,054	19,124
租税公課	5,008	7,729
不動産賃借料	21,228	17,574
消耗品費	2,410	1,751
事務委託費	9,056	11,556
退職給付費用	6,023	4,300
固定資産減価償却費	2,192	1,973
諸経費	8,427	11,737
一般管理費合計	219,488	214,332
営業利益	374,822	346,943
営業外収益		
受取利息	222	55
雑収入	121	923
営業外収益合計	343	978
営業外費用		
支払利息	45	13
為替差損	—	0
有価証券売却損	1	—
雑損失	72	—
営業外費用合計	118	13
経常利益	375,047	347,908
税引前当期純利益	375,047	347,908
法人税、住民税及び事業税	125,131	105,400
法人税等調整額	△409	2,371
法人税等合計	124,721	107,771
当期純利益	250,325	240,136

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	400, 200	30, 012	418, 792	448, 804	849, 004	849, 004
当期変動額						
当期純利益			250, 325	250, 325	250, 325	250, 325
当期変動額合計	—	—	250, 325	250, 325	250, 325	250, 325
当期末残高	400, 200	30, 012	669, 117	699, 129	1, 099, 329	1, 099, 329

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	400, 200	30, 012	669, 117	699, 129	1, 099, 329	1, 099, 329
当期変動額						
当期純利益			240, 136	240, 136	240, 136	240, 136
当期変動額合計	—	—	240, 136	240, 136	240, 136	240, 136
当期末残高	400, 200	30, 012	909, 254	939, 266	1, 339, 466	1, 339, 466

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が10年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース期間ごとのリース料総額が3,000千円以下の場合等、重要性が乏しいリース資産については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	器具備品 3,046千円		建物 0千円
	リース資産 2,510千円		器具備品 3,519千円
	合計 5,556千円		合計 3,520千円
* 2	関係会社に対する資産及び負債		
	長期差入保証金 19,802千円		

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

本社における複写機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

リース取引の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資顧問料は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。))。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	992, 039	992, 039	—
(2) 未収委託者報酬	242, 188	242, 188	—
(3) 未収運用受託報酬	7, 056	7, 056	—
(4) 未収投資顧問料	1, 222	1, 222	—
資産計	1, 242, 506	1, 242, 506	—
(1) 未払金	207, 901	207, 901	—
(2) リース債務	714	714	—
負債計	208, 616	208, 616	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127, 776
(2) 長期差入保証金	19, 856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	992,039
未収委託者報酬	242,188
未収運用受託報酬	7,056
未収投資顧問料	1,222
合計	1,242,506

(注4) リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	714	—	—	—	—	—

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1, 190, 923	1, 190, 923	—
(2) 未収委託者報酬	233, 608	233, 608	—
(3) 未収運用受託報酬	8, 533	8, 533	—
資産計	1, 433, 065	1, 433, 065	—
未払金	222, 657	222, 657	—
負債計	222, 657	222, 657	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127, 776
(2) 長期差入保証金	19, 856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	1, 190, 923
未収委託者報酬	233, 608
未収運用受託報酬	8, 533
合計	1, 433, 065

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 5,290千円、当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 4,300千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)																																				
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>19,114</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>4,422</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>1,001</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>99</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>25,075</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△19,552</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>5,522</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	4,422	その他未払税金	1,001	その他	99	繰延税金資産小計	25,075	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	5,522	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>電話加入権</td><td>438千円</td></tr> <tr> <td>関係会社株式評価損</td><td>19,114</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>364</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>2,409</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>376</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>22,703</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△19,552</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>3,150</td></tr> </table>	繰延税金資産		電話加入権	438千円	関係会社株式評価損	19,114	未払事業税	364	その他未払税金	2,409	その他	376	繰延税金資産小計	22,703	評価性引当額	△19,552	繰延税金資産合計	3,150
繰延税金資産																																					
電話加入権	438千円																																				
関係会社株式評価損	19,114																																				
未払事業税	4,422																																				
その他未払税金	1,001																																				
その他	99																																				
繰延税金資産小計	25,075																																				
評価性引当額	△19,552																																				
繰延税金資産合計	5,522																																				
繰延税金資産																																					
電話加入権	438千円																																				
関係会社株式評価損	19,114																																				
未払事業税	364																																				
その他未払税金	2,409																																				
その他	376																																				
繰延税金資産小計	22,703																																				
評価性引当額	△19,552																																				
繰延税金資産合計	3,150																																				
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左																																				
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。 この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が264千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が同額減少しております。	3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 該当事項はありません。																																				

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	289,153
SBIインド&ベトナム株ファンド	181,343

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	273,228
SBI/アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	183,987

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの統括・運営	(被所有)間接 49.5%	不動産、設備利用・業務委託 役員の兼任	事務所敷金の差入	—	長期差入保証金	19,802
							不動産転借、ネットワーク設備利用他	25,635	未払金	2,895

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産転貸の条件は、同社に適用される賃借条件と同一の条件となっております。
3. 設備利用料は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	47,937	証券業	—	販売委託	販売委託支払手数料	464,126	未払金	71,057

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	81,681	グループの統括・運営	(被所有)間接 49.5%	不動産設備利用 役員の兼任	事務所敷金の差入	—	長期差入保証金	19,802

（注） 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 不動産設備利用に係る保証条件は、同社に適用される保証条件と同一の条件となっております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託	販売委託支払手数料	397,985	未払金	73,724

（注） 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
1株当たり純資産額	30,036円33銭	36,597円44銭
1株当たり当期純利益	6,839円48銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	6,561円11銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	当事業年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
当期純利益(千円)	250,325	240,136
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	250,325	240,136
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

① 定款の変更

委託会社は、平成25年1月11日付で株券を不発行とする旨の定款変更を行いました。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド
約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 19 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、ソフトバンク & S B I グループ株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所（以下、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）上場株式のうちソフトバンクグループ株式会社、S B I ホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式を主な投資対象とする、ソフトバンク & S B I グループ株式・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② 株式 1 銘柄の実質組入れ比率は、100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね 5%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限とします。
マザーファンド受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持し、株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、信託財産の総額の 50%以下とします。
- ③ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産

の純資産総額の5%以下とします。

⑦ 外貨建資産への投資は、行いません。

⑧ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第3条 委託者は、金 1,444,970,000 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 45 条第 7 項、第 46 条第 1 項、第 47 条第 1 項、第 48 条第 1 項および第 50 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の分割および再分割)

第5条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、1,444,970,000 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 5 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 10 条 この信託の受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受益者の通知）

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位、価額）

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、別

に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価格とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価格は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第3項の手数料の額（その減免を含む）は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 削除

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条に定めるものに限ります。）
3. 約束手形（第1号に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 金銭債権（第1号および第3号に掲げるものに該当するものを除きます。）

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたソフトバンク＆SBIグループ株式・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する金融商品取引法第2条第1項第6号（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1

号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号の証券または証書ならびに第 17 号の証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号の証券および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 26 条において同じ。）第 26 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条および第 17 条第 1 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第 23 条ないし第 25 条、第 30 条、第 31 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 21 条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の

各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（信託業務の委託等）

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 27 条 削除

（混蔵寄託）

第 28 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売却代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理する

ものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第 30 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 31 条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（資金の借入れ）

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 33 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 34 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 35 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 28 日から翌年 10 月 27 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 10 月 28 日から平成 18 年 10 月 27 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 37 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、一定額とし、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額および支弁の方法)

第 38 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 84 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分は別に定めるものとします。
- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 39 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産に係る会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
- ② 前項第 1 号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第 42 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 42 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の支払い)

第 41 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日

において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（償還金および一部解約金の支払い）

第 42 条 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

② 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第 43 条 削除

（収益分配金および償還金の時効）

第 44 条 受益者が、収益分配金については第 41 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第 42 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第 45 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に最低単位を 1 円単位または 1 口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。

- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 4 項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 5 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑨ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑩ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 7 項の信託契約の解約をしません。
- ⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑫ 第 9 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 9 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約の解約)

- 第 46 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている

場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 47 条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 51 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 48 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 51 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第 49 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 50 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 51 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 52 条 第 45 条第 7 項から同条第 12 項および第 46 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 9 項、第 46 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を経由して、受託者に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第 53 条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 53 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 53 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 54 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 41 条第 3 項および第 42 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、第 41 条第 3 項および第 42 条第 4 項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 10 条（受益証券の発行および種類）、第 11 条（受益証券の発行についての受託者の認証）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年 10 月 28 日（信託契約締結日）

平成 18 年 5 月 1 日（信託約款変更日）

平成 18 年 8 月 31 日（信託約款変更日）

平成 19 年 9 月 30 日（信託約款変更日）

平成 19 年 10 月 1 日（信託約款変更日）

平成 19 年 10 月 31 日（信託約款変更日）

平成 20 年 8 月 1 日（信託約款変更日）

平成 21 年 1 月 16 日（信託約款変更日）

平成 24 年 4 月 1 日（信託約款変更日）

平成 25 年 1 月 4 日（信託約款変更日）

平成 26 年 12 月 1 日（信託約款変更日）

平成 27 年 7 月 27 日 (信託約款変更日)

委託者	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 S B I アセットマネジメント株式会社
-----	---

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
-----	---------------------------------------

親投資信託
ソフトバンク & S B I グループ株式・マザーファンド
約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三井住友信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 12 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国証券取引所（以下、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）上場株式のうちソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式（以下、「ソフトバンク & SBI グループ株式」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の証券取引所に上場されている株式のうちソフトバンク & SBI グループ株式を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 株式への投資は、原則として、わが国証券取引所上場株式のうちソフトバンク & SBI グループ株式への投資を行います。
- ② 株式 1 銘柄の組入れ比率は、100%を主要投資先（当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね 5%を上回るもの）の数で除した値を概ねの上限とします。
- ③ 株式への組入比率は、原則として、高位を維持します。
- ④ 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑥ 国内外において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号およ

び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

親投資信託
ソフトバンク & S B I グループ株式ファンド・マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、S B I アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、信受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金 1,444 百万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託金限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を上限として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 38 条第 1 項、同条第 2 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項、および第 42 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号に定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を対象とする S B I アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第 3 条に規定する信託によって生じた受益権については、1,444 百万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債

総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。))を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益者は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
- ④ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(運用の基本方針)

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。))とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限ります。)
3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
4. 金銭債権(第1号および第3号に掲げるものに該当するものを除きます。)

(運用の指図範囲等)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証券のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証券のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第15条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条および第14条第1項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第 19 条ないし第 21 条、第 26 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(投資する株式等の範囲)

第 16 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 17 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りします。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理する

ものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却および再投資の指図）

第 26 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

（損益の帰属）

第 27 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 28 日から翌年 10 月 27 日までとすることを原則とします。

ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 10 月 28 日から平成 18 年 10 月 27 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 32 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 34 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

(一部解約)

第 37 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第 38 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 39 条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 42 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 40 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 43 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第 41 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契

約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 42 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 43 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 43 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 44 条 第 38 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 38 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第 45 条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 47 条 委託者が行う公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 48 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年 10 月 28 日 (信託契約締結)

平成 18 年 5 月 1 日 (信託契約変更)

平成 18 年 8 月 31 日 (信託契約変更)

平成 19 年 9 月 30 日 (信託契約変更)

平成 19 年 10 月 1 日 (信託契約変更)

平成 19 年 10 月 31 日 (信託契約変更)

平成 20 年 8 月 1 日 (信託契約変更)

平成 21 年 1 月 16 日 (信託契約変更)

平成 24 年 4 月 1 日 (信託約款変更)

平成 25 年 1 月 4 日 (信託約款変更)

平成 27 年 7 月 27 日 (信託約款変更)

委託者

東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBI アセットマネジメント株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社